

台湾からの誘客に向けた商談会の開催事業業務委託  
委託企画提案に係る質問及び回答

	該当箇所	質問	回答
1	<p>2 応募資格 (7) 愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、以下の営業種目分類のいずれにも該当する者であること。</p>	<p>大分類「03. 役務の提供等」—中分類「15. 外国語」—小分類「01. 外国語通訳・翻訳」の営業種目において、入札参加資格者名簿に登載されていないことから、変更申請の手続きを行っている。企画提案書の提出期限前に名簿登載される見込みであるが、参加資格はあるか。</p>	<p>応募時点で、愛知県会計局が作成した最新の「入札参加資格者名簿」に登載され、お示しした営業種目分類のいずれにも該当する者である場合、2(7)の応募要件を満たしているとみなします。 なお、「台湾からの誘客に向けた商談会の開催事業業務委託企画提案募集要領」のうち「2 応募資格」の(8)に記載のとおり、協力会社等と組む場合は、事前に共同事業体協定書の締結をもって共同事業体を結成し、共同事業体等を代表とする事業者が応募を行うこともできます。</p>